

平成18年6月22日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社 クレスコ
代表取締役社長 岩崎俊雄

第18回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第18回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第18期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びにその監査結果報告の件
 2. 第18期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）貸借対照表及び損益計算書報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 第18期利益処分案承認の件

本件は原案のとおり承認可決されました。

（利益配当金は、1株につき15円であります。ただし中間配当金として1株につき14円を支払済でありますので当期の配当金としては、1株につき29円となります。）

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

（1）「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款の定めによって可能となる事項等について、以下の変更を行いました。

変更案第27条（取締役会の決議の省略）：取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第370条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。

変更案第31条（取締役の責任免除）・同第42条（監査役の責任免除）：取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし

得るようその責任を法令の限度における範囲にとどめるものとし、また社外取締役及び社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。なお、変更案第31条の新設につきましては、監査役会の監査役全員の一致による同意を得ております。

変更案第47条（会計監査人の責任免除）：「会社法」の施行に伴い、会計監査人が新たに株主代表訴訟の対象とされたことから、社外取締役及び社外監査役とのバランスを考慮し、同様の責任限定契約を締結することを可能とするものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を行って行うものであります。

上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

- (2) 取締役会長及び取締役社長の役割を見直し、株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長を、現行の取締役社長から取締役会長または取締役社長に変更することに伴い、変更案第15条及び第24条とするものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案のとおり、岩崎俊雄、谷口義恵、酒井一夫、浦崎雅博の4氏が再選され、また吉田俊博、根元浩幸の2氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は原案のとおり退任取締役佐伯秀雄氏に対し、当社の定める一定の基準に従って退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等については、取締役会に一任することで承認可決されました。

以上

利益配当金のお支払いについて

株主総会の決議に基づき、第18回利益配当金（1株につき15円）をお支払いいたしますので、

1. 口座振替をご指定の方は、同封の「配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」により、ご指定口座をご確認ください。
2. 口座振込をご指定でない方は、平成18年6月23日（金）から平成18年7月24日（月）までの間に、同封の「郵便振替支払通知書」により、お近くの郵便局でお付け取りください。

なお、お受け取りの際は、「郵便振替支払通知書」裏面の注意書きをご覧ください。